

阿字の故郷

高野山真言宗 千手院 情報誌

ご利益は、自分を見つめて所願成就。

ご利益と言うと、何か良いことが有りそうですが、良い事って何でしょう。意外と人によって違いますよね。漠然とした幸福感の様な、何だかふわふわしている様な。

会社の経常利益と違って、帳簿に付けられるような物でも有りませんが、皆さん、お正月には社寺に参拝し、小銭で一攫千金なんて、都合に良い事ばかり考えます。

総じて思っていることは、どうやら願いの一つも成就すればと言う事の様ですが、それこそお願いしてそうなる位なら、誰も最初から苦労はしませんよね。

向こうから来ることを期待しても、来なかつたりすることの方が多いのは当然で、そんな博打を打つより、早く自分の求める所を決めて、自分に言い聞かせましょう。

思い込みで条件反射が身につき、そのうちそれらしい雰囲気が出来て、周りがそう思い込むように成ります。案外、思った通りに事が進むかも知れません。

高野山開創法会に向けての行事確認

◎平成 26 年 5 月 26 日 (月) 東京芸術劇場で東日本・京浜・甲武信地区の合同枢義参与研修会が開催されます。人数の都合で檀家総代や世話人で参加を予定しております。

◎平成 26 年 6 月 3 日 (火) 辻堂宝珠寺にて結縁行脚 (動く高野山) と題し、高野山奥之院の灯籠と、三鉢 (お大師さまが大陸から日本に向けて投擲された物) の写しが、全国を巡回する中、午後よりお預かりして法要と三鉢に触れる機会を催します。

その際に、皆様が芳名帳に記名をすることが出来て、その芳名帳は高野山に納められ、未永くその徳が讃えられます。次世代の人々に向けて良い手本を示しましょう。

◎平成 27 年 4 月 27 日〜29 日で高野へ山団参特に 28 日は、金堂で (相模・埼玉・群馬) 僧侶と檀信徒により大法会を企画します。

寺院数だけでも、三地区で二百ヶ寺ほど

有りますので、千手院は約 30 名程の割り当てで、宿坊は親王院 (開基は千年以上) と言うとても年期の入った古刹に成ります。

本堂大掃除 (仏器磨き) とお餅つき

平成 25 年 12 月 23 日 (月) 午前 10 時より、本堂と境内の大掃除を行います。ご本尊さまの周りや、仏具や建具を磨いて、越年の読経会の準備をいたします。

更には、本年より、世話人さんからのご提案で、正月用のお餅つきをすることと成りました。ご本尊さまへの鏡餅を丸め、ご参加の皆様へもお裾分けで、突きたてのお餅をお持ち帰り頂く予定です。

準備の都合も有りますので、出来るだけ事前に人数のご連絡をお願い致します。隣接の世話人宅より白や杵や蒸籠をお借りして盛大に行いたいと思います。

世話人さんを中心に行事を致しますが、護寺会会員に限らず、近隣の方や、興味のある方など、壁を設けずに続けて行けるよう、多くの方々のご参加とご賛同をお願い致します。これこそ、皆さんが自主的に参加出来る大事な機会です。

年越しの祈願法会(ご守護札ご祈願)

平成 25 大晦日午後 11 時より明けて元旦の午前 1 時まで、年越しの読経と新年祈禱を行います。午年の土鈴・宝来(切り紙)そのた参拝記念を授与いたします。

節分会護摩祈禱お札のお申込と受付

平成 26 年 2 月 3 日(月) 午前 11 時より、茅ヶ崎警察署横の圓蔵寺さまにて、節分護摩祈禱大法会を開催いたします。お札のご希望は、千手院寺務所にお申込ください。家内安全・身体堅固・商売繁盛等、いろいろなお願い事が可能です。

春季彼岸会閻魔十王祭

平成 26 年 3 月 21 日(春分の日) 午前 10 時より写仏と写経・ご詠歌・読経(法話有り)その後。昼食会を予定しております。参加は無料ですが、お供えやお費金はご自由にお持ちください。多くの方々のご支援ご協力でお寺は成り立っています。

平成 26 (2014) 年の回忌一覧表

1	周忌	平成 25 (2013) 年
3	回忌	平成 24 (2012) 年
7	回忌	平成 20 (2008) 年
13	回忌	平成 14 (2002) 年
17	回忌	平成 10 (1998) 年
23	回忌	平成 4 (1992) 年
25	回忌	平成 2 (1990) 年
27	回忌	昭和 63 (1988) 年
33	回忌	昭和 57 (1982) 年
37	回忌	昭和 53 (1978) 年
50	回忌	昭和 40 (1965) 年

※ご法事をご希望の方は、お寺に日時を確認してからお決め下さい。同じ日時に、法事の重なる場合は先着順といたします。譲り合って気持ちよくいたしましょう。

◎必要事項は左記の内容です。

- ① 日時と場所の確認を一番にします。
- ② 卒塔婆の名簿をふりがな付きで提出。
- ③ 参加者の人数を前日までに確認。
- ④ 食事の有無と場所を確保します。
- ⑤ 生花と供物の注文を頼むか持参か。
- ⑥ 位牌と遺影は機に依じて考えましょう。

お墓の環境を守るためのルールです

① お墓の永代使用权は、各継承者が住職(管理権限者)の指示に従っている限り永代に使用できる権利の事をいいます。

お墓には、所有権がありません、個人の自由で譲渡は出来ません。供養の継承者を住職に対し承認申請を行って下さい。

② 既存の墓石改修は、必ず住職の許可を得てから行ってください。施主と石材店は必ずそろって住職との面談で施行を進めることが義務となります。

③ 墓所での読経は、墓石を外す前と完成時の二回行います。今まで失念していた方はお申し出ください。

④ 住職の権限を軽視した行動は、墓所の環境を守ることが困難に成ります。必ず住職に報告の上で良い環境を守りましょう。(管理は湘南メモリアルネット・沼上)

〒253-0015

茅ヶ崎市代官町 1 の 4

☎ 0467(51)9758

高野山真言宗 千手院

高野山真言宗 千手院

護寺会々報

護寺会会長 白井好之

【1】本堂火災保険加入料の分担

平成25年度護寺会総会（8/10）の際に、本堂火災保険金の分担について、ご了解を頂き誠に有り難うございました。

集金額や集金方法について、護寺会役員会で検討をして参りますが、おおむね会員一人年間で4千円程度に成る見込みです。益暮れ両彼岸への分割も視野に入れて、出来るだけ一度に高額にならないよう配慮して参りますので、決定致しましたら改めてご連絡を致します。

また、護寺会の運用責任に当たりますので、護寺会費と共に、世話人が責任を持って集金に携わるよう進めて参ります。

尚、農協貯金の外に、郵便貯金等により、護寺会会計へ直接振り込みが出来、ご住職に事務会計の手間をかけないよう手配致しますので、今少しお時間をいただきます。

【2】世話人名簿（平成25年11月現在）

前回の護持会報でお知らせした、世話人の任期満了に伴う改選の結果、改めて15名の世話人が再任されましたので、本年総会でもご紹介をさせて頂きました。

尚、以下の名簿は、現時点で世話人会議や諸行事に参加可能な世話人の名簿です。

その他の方で名前の記載が無い方は、会議や行事への参加が可能に成った時点で、改めて役員会で再任を審査致します。

（1組）斎藤 功（書記）

（2組）白井好之（会長）

新倉 孝

（3組）原田季昭（副会長）

原田吉一（会計）

原田勝幸

（4組）楠本実（監査）

（5組）白井精治（副会長・兼総務）

（6組）小池 忠

白井スミ子

（7組）水嶋富士雄

豊村 實

（9組）石橋久照（監査）

鈴木奈々子

川島勝彦（現15名・敬称略）

【3】大掃除とお餅つき大会

毎年、ご住職が希望者を募って続けている、本堂の大掃除と仏器磨きですが、護寺会としてもこの行事への協賛を考え、掃除への参加はもとより、その後に、餅つきを行い、ご本尊さまへ鏡餅をお供えすることを決定致しました。

臼・杵・蒸籠等は、世話人が持ち寄り、手慣れた老練の役員で手本を示しながら、お手伝いの若者達に伝統の手ほどきをする事と致します。

ご本尊さま用の大きなお供え鏡餅を丸めるには、熟練の技が必要と成りますが、手に覚えの有る高齢者も少なくなり、このままでは大切な伝承も無くなってしまいますので、若い世代の方々にも是非ご参加頂きたいと思っております。

ご参加には、用意の都合も有りますので、参加人数のご連絡をお願い致します。

〒253-0015

茅ヶ崎市代官町1の4 千手院内

☎ 0467(51)9758

編集責任者 白井精治

宗教法人 高野山真言宗 千手院 護寺会『会則』

- 第1条 この会は、宗教法人千手院の檀信徒会であって、「千手院護寺会」という。
- 第2条 この会は、事務所を茅ヶ崎市代官町1番4号の宗教法人千手院寺務所内に置く。
- 第3条 この会の目的は、次のとおりとする。
1. 千手観世音菩薩様のおかげをいただく同信の立場から、千手院の護持発展に寄与する。
 2. 菩提寺である千手院の尊厳の護持に努める。
 3. 宗教（公益）法人の支援団体として、適切な提言を行い、その活動に対し積極的に協力する。
 4. その他この会の発展に関すること。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 千手院の伽藍と境内の整備。
 2. 千手院の年中行事への助成。
 3. 檀信徒の親睦を目的にした、団体参拝や遊行会の企画と実施。
 4. その他目的達成に必要な事業。
- 第5条 1. この会は、千手院檀信徒をもって構成し会員とする。
2. この会に、会員10名程度を一団とした組を置く。
- 第6条 この会に、次の役員を置く。
1. この会には、会長1名・副会長2名・監査2名・会計1名・総務1名・書記1名を置く。
 2. 会長と副会長は、役員会で推薦し、任職が承認する。
 3. 監査と会計は、役員が互選し、役員会で承認する。
 4. 総務と書記は、会長が選出し承認する。
 5. 役員は、各組から1名乃至若干名を選出する。
 6. 役員の任期は、2年とする。但し、再選はこれをさまたげない。
 7. 会長が役職遂行不能の時は、副会長がこれを代行する。
 8. 総務は、他の役員を担当に属さない事項（職務）を担当する。
 9. 書記は、この会の運営、役員会などの記録を担当する。
- 第7条 役員会は、次のとおり行う。
1. 役員会は、会長が招集し開催する。
 2. 役員会は、会長が議長となり、議事の進行をはかる。
 3. 役員会は、必要により随時開催することができる。
 4. 会長は、役員会に計る事項を協議するために、前条第1号に定める役員を以て企画会議を開催することが出来る。
 5. 特別な事項を協議するため、特別委員会を設置することが出来る。委員は役員会の議を経て会長が指名する。
(又は)本堂・庫裡などの建設に当たっては、建設委員会を設置することが出来る。委員は役員会において選出する。
 6. 会議の議決は、出席者の過半数をもって決済する。
- 第8条 檀信徒総会は次のとおり行う。
1. 日時は毎年恒例の千手院盂蘭盆会施餓鬼供養会の後に行う。
 2. 総会の際に事業報告と会計報告を行う。
 3. その他必要な事項についての報告と案内を行う。
- 第9条 会計と監査は次のとおり行う。
1. この会の事業年度は、毎年8月1日より、翌年7月31日までとする。
 2. この会の経費は、会費とその他の収入をもって充てる。
 3. 会費は、この会の運営に必要な金額とし、役員会において定める。
(新規会員等については、会費のお知らせを作成する。)
 4. 会費は、7月10日までに会計に納入する。
- 第10条 会員死亡の場合、会員には香典、役員には花輪、会長・副会長には香典と花輪が供与される。
- 第11条 この会則を変更するときは、役員会の議決を経て、任職の承認を得なければならない。
- 追記 尚この会則は、平成14年9月1日より施行する。 以上